

豊川市監査公表第42号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、団体から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成26年12月19日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	野 本 逸 郎

別 紙

監査結果に基づく措置通知書（一般社団法人豊川市歯科医師会）

監査実施期間 平成26年6月16日から  
平成26年7月24日まで

豊川市監査公表第30号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 歯科医療センター運営費補助金実績報告書に記載されている補助対象経費である損害保険料が、実際の支払額と相違があったので、交付された補助金の一部を返還されたい。</p>	<p>1 歯科医療センター運営費補助金実績報告書に補助対象経費として記載した損害保険料279,910円は、239,910円の記載誤りであったので、その差額である40,000円について、平成26年10月27日に市に返還した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成26年10月30日現在のものである。